

役員報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人桜花学園（以下「法人」という。）の寄附行為第41条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、理事長、副理事長及び法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、給与規程及び退職金支給規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事長、副理事長に対しては、報酬、賞与及び退職金を支給する。
- (2) 前号以外の常勤の役員に対しては、報酬及び退職金を支給する。
- (3) 非常勤の役員及び監事に対しては、賞与及び退職金を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬総額（年額、賞与を含む。）の上限の額は、5,500,000円とし、各役員報酬総額はその範囲内で、理事会において決定する。

- 2 非常勤の役員に対する賞与の額は、別表第1に定める額とする。
- 3 役員に対する退職金の額は、別表第2に定める算式により算出される額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月21日
- (2) 賞与 毎年7月及び12月
- (3) 退職金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(中途就任等の報酬)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その月から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

別表第1（第4条第2項関係）

非常勤役員の賞与

役 職 名	7月及び12月の賞与
理 事	120,000円
監 事	180,000円

別表第2（第4条第3項関係）

役員退職金

役 職 名	算 定 額
理 事 長	400,000円 × 在任年数 × 係数
常 勤 理 事	300,000円 × 在任年数 × 係数
非常勤理事及び監事	250,000円 × 在任年数 × 係数

在任年数は1年単位とし、1年未満は1年に切り上げる。